

○那珂市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱

平成29年1月31日

告示第12号

改正 平成30年3月30日告示第30号

平成30年8月1日告示第106号

令和元年9月30日告示第46号

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の実施について、法及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、法、省令及び介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号）で定める用語の例による。

(事業内容)

第3条 市長は、総合事業として次の各号に掲げる事業を行うものとし、当該各号の事業内容、対象者等は別表第1に定めるものとする。

(1) 介護予防・生活支援サービス事業（第1号事業）

ア訪問型サービス

(ア) 訪問介護（旧介護予防訪問介護に相当するサービスをいう。）

(イ) 訪問型サービスA1（旧介護予防訪問介護に係る基準よりも緩和した基準によるサービスをいう。）

(ウ) 訪問型サービスA2（訪問型サービスA1よりも緩和した基準によるサービスをいう。）

イ通所型サービス

(ア) 通所介護（旧介護予防通所介護に相当するサービスをいう。）

(イ) 通所型サービスA（旧介護予防通所介護に係る基準よりも緩和した基準によるサービスをいう。）

(ウ) 通所型サービスB（住民主体で実施されるサービスをいう。）

ウ介護予防ケアマネジメント

(ア) ケアマネジメントA

(イ) ケアマネジメントB

(ウ) ケアマネジメントC

(2) 一般介護予防事業

ア介護予防把握事業

イ介護予防普及啓発事業

ウ地域介護予防活動支援事業

エ一般介護予防事業評価事業

## オ地域リハビリテーション活動支援事業

### (総合事業の実施方法)

第4条 市長は、総合事業について、市が直接実施するもののほか、次の各号に掲げるいずれかの方法により実施するものとする。

- (1) 法第115条の45の3第1項の規定に基づく指定事業者による実施
- (2) 法第115条の47第4項の規定に基づく委託による実施
- (3) 省令第140条の62の3第1項第2号の規定に基づく補助による実施  
(第1号事業支給費)

第5条 法第115条の45の3第1項に規定する第1号事業支給費の額は、別表第2に定める単位数に別表第3に定める1単位の単価を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に次の各号に掲げる居宅要支援者等の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

- (1) 次号及び第3号に掲げる居宅要支援者等以外の居宅要支援者等 100分の90
- (2) 法第59条の2第1項に規定する政令で定めるところにより算定した所得の額が同項に規定する政令で定める額以上である居宅要支援者等 100分の80
- (3) 法第59条の2第2項に規定する政令で定めるところにより算定した所得の額が同項に規定する政令で定める額以上である居宅要支援者等 100分の70

### (利用料)

第6条 総合事業の利用者は、別表第4の区分及びサービスの種類ごとに、別表第4に定める利用料を負担するものとする。

### (支給限度額)

第7条 要支援者及び省令第140条の62の4第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第197号）に掲げる様式1の記入内容が同基準様式第2に掲げるいずれかの基準に該当した者（以下「事業対象者」という。）の支給限度額は、法第55条第1項の規定により算定した額とする。

### (高額介護予防サービス費等相当額の支給)

第8条 市長は、総合事業において、法第61条に規定する高額介護予防サービス費及び法第61条の2に規定する高額医療合算介護予防サービス費の支給に相当する額（以下「高額介護予防サービス費等相当額」という。）を支給するものとする。

- 2 高額介護予防サービス費等相当額における支給要件、支給額その他高額介護予防サービス費等相当額に関して必要な事項は、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第29条の2の2、第29条の3の規定を準用する。

### (利用の手続き)

第9条 この事業を利用できる者（以下「利用対象者」という。）は、第1号事業を利用するときは、介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼

(変更)届出書(別記様式。以下「届出書」という。)を市長へ届け出なければならない。

2 利用対象者は、前項の規定による届出をした内容に変更がある場合は、届出書を市長へ届け出なければならない。

3 市長は、前項の規定による届出をした利用対象者が介護予防・生活支援サービス事業対象者である場合は、受給者台帳に登録するとともに、必要事項を介護保険被保険者証に記載し、これを返付するものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年告示第30号)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成30年告示第106号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の那珂市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱第5条の規定は、この要綱の施行の日以後に居宅要支援者等が受けた第1号事業に係る第1号事業支給費の支給について適用し、同日前に居宅要支援者等が受けた第1号事業に係る第1号事業支給費の支給については、なお従前の例による。

附 則(令和元年告示第46号)

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

別表第1(第3条関係)

事業名	サービスの種類	事業内容	対象者
訪問型サービス	訪問介護	訪問介護員による身体介護、生活援助	要支援者
	訪問型サービスA1	掃除、洗濯等の生活援助 (身体介護を除く。)	要支援者
	訪問型サービスA2		要支援者及び事業対象者
通所型サービス	通所介護	生活機能向上のための機能訓練	要支援者
	通所型サービスA	生活機能の維持のための訓練	要支援者及び事業対象者
	通所型サービスB	介護予防に資するサービス	要支援者及び事業対象者
介護予防ケアマネジメント	ケアマネジメントA	介護予防支援と同様のケアマネジメント	要支援者(法第8条の2第1項に規定する介護予防サービスを利用するため、法第58条第1項に
	ケアマネジメントB	サービス担当者会議又はモニタリングを省略した	

	ケアマネジメント	規定する指定予防支援を
ケアマネジメントC	サービス利用開始時のみ 行うケアマネジメント	受けている者を除く。） 及び事業対象者

別表第2（第5条関係）

事業名	サービスの種類	単位数
訪問型サービス	訪問介護	「地域支援事業の実施について」（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知。以下「通知」という。）別添1の1に定める単位数
	訪問型サービスA1	30分以内 187単位/回 60分以内 241単位/回
	訪問型サービスA2	60分以内 151単位/回
通所型サービス	通所介護	通知別添1の2に定める単位数
	通所型サービスA	332単位/回 ※送迎なしの場合の減算 片道なし 20単位 往復なし 20単位
介護予防ケアマネジメント	ケアマネジメントA	通知別添1の3に定める単位数
	ケアマネジメントB	介護予防ケアマネジメント費 301単位 初回加算 300単位
	ケアマネジメントC	通知別添1の3に定める単位数

別表第3（第5条関係）

事業名	サービスの種類	1単位の単価
訪問型サービス	訪問介護	厚生労働大臣が定める1単位の単価（平成24年厚生労働省告示第94号（以下「単価告示」という。））に定める地域区分に応じた訪問介護の単価
	訪問型サービスA1	1単位 10円
	訪問型サービスA2	1単位 10円
通所型サービス	通所介護	単価告示に定める地域区分に応じた通所介護の単価
	通所型サービスA	1単位 10円
介護予防ケアマネジメント	ケアマネジメントA	単価告示に定める地域区分に応じた通所介護の単価
	ケアマネジメントB	
	ケアマネジメントC	

別表第4（第6条関係）

事業名	サービスの種類	利用料
訪問型サービス	訪問介護	別表第2に定める単位数に別表第3に定

	訪問型サービスA1	める1単位の単価を乗じて得た額から、第5条の規定により算定した額を差し引いた額
	訪問型サービスA2	
通所型サービス	通所介護	別表第2に定める単位数に別表第3に定める1単位の単価を乗じて得た額から、第5条の規定により算定した額を差し引いた額
	通所型サービスA	
	通所型サービスB	100円以上/回
介護予防ケアマネジメント	ケアマネジメントA	無料
	ケアマネジメントB	
	ケアマネジメントC	

別記様式（第9条関係）

介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書

		区 分	
		新規・変更	
被 保 険 者 氏 名		被 保 険 者 番 号	
フリガナ			
		個 人 番 号	
		生 年 月 日	性 別
		明・大・昭 年 月 日	男・女
介護予防サービス計画の作成を依頼（変更）する介護予防支援事業者 介護予防ケアマネジメントを依頼（変更）する地域包括支援センター			
介護予防支援事業所名 地域包括支援センター名		介護予防支援事業所の所在地 地域包括支援センターの所在地	
		〒	
電話番号 ( )			
介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントを受託する居宅介護支援事業者 ※居宅介護支援事業者が介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントを受託する場合のみ記入してください。			
居宅介護支援事業所名		居宅介護支援事業所の所在地	
		〒	
電話番号 ( )			
介護予防支援事業所若しくは地域包括支援センター又は居宅介護支援事業所を変更する理由等			
※変更する場合のみ記入してください。			
変更年月日 ( 年 月 日付)			
那珂市長 様			
上記の介護予防支援事業者（地域包括支援センター）に介護予防サービス計画の作成又は介護予防ケアマネジメントを依頼することを届け出します。			
年 月 日			
被保険者 住所 氏 名		電話番号 ( )	
確認欄	<input type="checkbox"/> 被保険者資格 <input type="checkbox"/> 届出の重複 <input type="checkbox"/> 介護予防支援事業者事業所（地域包括支援センター）番号		

- (注意) 1 この届出書は、介護予防サービス計画の作成又は介護予防ケアマネジメントを依頼する事業所等が決まり次第速やかに那珂市介護長寿課高齢者支援グループへ届け出てください。
- 2 介護予防サービス計画の作成若しくは介護予防ケアマネジメントを依頼する介護予防支援事業所（地域包括支援センター）又は介護予防支援若しくは介護予防ケアマネジメントを受託する居宅介護支援事業所を変更するときは、変更年月日を記入のうえ、必ず那珂市介護長寿課高齢者支援グループへ届け出てください。届出のない場合、サービスに係る費用を一旦、全額自己負担していただくことがあります。
- 3 住所地特例の対象施設に入居中の場合は、その施設の住所地の市町村の窓口へ届け出てください。